

緊急通報装置等利用承諾書

年 月 日

福山市長 様

名前 _____

緊急通報装置・見守りセンサー（以下「緊急通報装置等」という。）の申請に当たり、次の内容を理解し、承諾します。

記

【共通事項】

- 1 緊急通報装置等を適切な管理の下に使用し、他の目的には使用しないこと。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急通報装置等内容変更届により速やかに市に届け出ること。
 - (1) 利用者の名前、住所又は電話番号に変更があったとき。
 - (2) 協力員の名前、住所又は電話番号に変更があったとき。
 - (3) 緊急連絡先の名前、住所又は電話番号に変更があったとき。
 - (4) 利用機器を変更するとき。
 - (5) 市民税額に変更があったとき。
- 3 協力員は、コールセンターから連絡があったときは近隣者など速やかに駆けつけることができる人（2名）に依頼すること。
- 4 緊急時において、協力員等が救助等のため、やむを得ず建物又は器物等を破壊した場合、協力員、消防局及び市に責任を問わないこと。
- 5 緊急通報装置等を毀損又は滅失した場合は、原則として原状回復に要する費用を負担すること。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急通報装置等利用廃止届を速やかに市に届け出ること。
 - (1) 利用者が亡くなったとき。
 - (2) 利用者が3か月以上にわたる長期入院をしたとき。
 - (3) 利用者が介護施設等へ入所したとき。
 - (4) 利用者が転出したとき。
 - (5) その他、緊急通報装置等が必要なくなったとき。
- 7 コールセンターは、自宅内の異常を察知し、緊急事態であると確認できた場合に、消防局に通報すること。
- 8 自宅外からの通報には対応できないこと。

【緊急通報装置】

- 1 NTTアナログ電話回線以外の電話回線を利用した場合に、次のような不具合が発生する可能性があります。この場合、いかなる苦情又は損害賠償について、福山市及び関係機関に対し一切申立をしないこと。
 - (1) 緊急ボタンや相談ボタンが起動しない場合
 - (2) インターネットの接続スピードが落ちる、電話の音声に雑音が入る等の電話回線による障害が生じるといった不具合により通常のサービスが提供されない場合
- 2 携帯電話を緊急通報装置として利用する場合、電波の状況によって利用できない場合があること。

【見守りセンサー】

- 1 見守りセンサーは、緩やかな見守りを行うことを目的にしていること。
- 2 24時間以上不在となる場合は、緊急通報装置の相談ボタンより不在連絡をします。また、帰宅時も同様に連絡すること。
- 3 自宅内での生活状況の変化に伴い、見守りセンサーの検知が難しくなった場合は、センサーを取り外す場合があること。